

旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園
指 定 管 理 者 募 集 要 項

旭市海上キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)及び滝のさと自然公園(以下「公園」という。)の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年旭市条例第2号。以下「指定手続条例」という。)等に定めるもののほか、この要項の定めるところにより指定管理者の指定手続等を行います。

キャンプ場は、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成21年旭市条例第3号。以下「キャンプ場設置管理条例」という。)の設置目的である、野外活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、研修及び交歓の場として管理運営することを基本方針とします。また、公園は、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例(令和元年旭市条例第19号。以下「公園設置管理条例」という。)の設置目的である集いと憩いの場、レクリエーション、体験、運動に供する場として管理運営することを基本方針とします。キャンプ場及び公園は別図に示す範囲です。

1 対象施設の概要

(1) 旭市海上キャンプ場

- ① 所在地 旭市岩井1000番地
- ② 面積 15,790 m²(敷地)
- ③ 施設の概要

施設名	員数	面積	備考
キャンプ場			
管理棟(トイレ・シャワー・脱衣室)	1棟	299.60 m ²	木造 平屋一部2階建て
実習棟	1棟	143.00 m ²	木造 平屋建て
バンガローA	4棟	各26.40 m ²	木造 平屋建て(10人用)
バンガローB	4棟	各20.00 m ²	木造 平屋建て(6人用)
炊事棟	1棟	169.00 m ²	鉄骨造平屋建て
食事棟	1棟	90.45 m ²	木造 平屋建て
野外トイレ棟	1棟	28.26 m ²	木造 平屋建て
電気棟	1棟	20.79 m ²	鉄筋コンクリート造
テントサイト	17張		芝生
テントサイト	16張		滝のさと自然公園内
キャンプファイヤーサークル	2箇所	500 m ²	
体育館	1棟	1,519.45 m ²	鉄筋コンクリート造
体育室		1,216.0 m ²	
多目的ホール		101.8 m ²	
トイレ・シャワー・脱衣室			
駐車場	100台		
植栽 樹木	120本		桜約50本、その他約70本

④ 利用状況 (単位：人)

区 分		4 年度	5 年度
キャンプ場	宿 泊	2,109	1,912
	デ イ キ ャ ンプ	972	1,205
体 育	館	7,986	8,000

(2) 滝のさと自然公園

① 所在地 旭市岩井 1000 番地

② 面積 33,320 m²

③ 施設の概要

施設名	員数	面積	備考
休養施設			
東屋	2 棟	44.09 m ²	
ベンチ	19 基		
テーブルセット	1 式		テーブル 1, イス 4
パーゴラ	1 基	12.0 m ²	
遊戯施設			
ザイルクライミング	1 基		
便益施設			
駐車場	98 台		うち 1 台身障者用
屋外トイレ棟	1 棟	28.0 m ²	コンクリートブロック造り、平屋建
水飲み・手洗い	1 基		
管理施設			
照明灯等	11 基		
植栽			
樹木	多数		低木 690 m ² , 中木 128 m ² , 高木 220 本
芝生		28,000 m ²	

(3) 支出状況

令和 4 年度及び令和 5 年度の状況 別表 1 のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲等

業務の範囲及び管理の基準等については、別途「旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園指定管理業務仕様書」を参照してください。なお、部分的な業務は、他の事業者に委託できるものとしますが、業務の全部を第三者に委託し、また請け負わせることはできません。

(2) 許可等

キャンプ場の利用及び公園における行為に係る許可は指定管理者が行いますが、自主事業の実施、公園における占用、又は施設設置、若しくは管理する場合は、市の許可が必要になります。

(3) 市と指定管理者の責任分担(リスク分担)

市と指定管理者の責任分担(リスク分担)の詳細については、別表2のとおりとします。

3 自主事業の提案

(1) 指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため施設を活用し自主事業を実施できます。

(2) 自主事業の提案は、自主事業計画書により提出してください。

(3) 提案された自主事業の実施に当たっては、事前に市の承認が必要となります。

4 管理運営業務に係る経費

(1) 経費

① 人件費

② 管理費

(2) 収入(指定管理者の収入)

① 利用料金収入(利用者が支払う利用料金)

② 自主事業収入(指定管理者の提案により実施した事業の収入)

(3) 経費に関する協議

施設の管理運営に要する経費については、年度ごとの指定管理に係る収支予算及び収支決算を踏まえ、旭市と指定管理者との間で協議し、毎年度の年度協定において指定管理料として定めます。

(4) 指定管理料

① 旭市が毎年度支払う指定管理料の参考基準価格は、単年度 23,450,000 円を上限とします。(参考基準価格は、施設の管理及び業務に必要な経費であり、市が指定管理者に支払う指定管理料の目安です。消費税を含む)

② 市は指定管理者に対し指定期間中に指定管理料を会計年度(4月1日から翌年3月31日)毎に支払います。支払方法は、4半期毎に指定管理者の請求を受けて30日以内に支払います(前金払い)。

(5) 指定管理料・利用料金の精算

① 経費の節減などにより生み出された余剰金については、原則返還を求めません。

② 利用料金の減少や減免に伴う減収などで生じた不足額については、原則補てんを行いません。

③ 市が示した水準で指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や自主事業収入など、指定管理者の経営努力により生み出された会計の剰余金については、原則として精算による返納は求めません。

(6) 管理口座・経理会計

- ① 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分してください。
- ② 旭市は、必要に応じて会計検査を実施します。また、施設、附属設備、物品、各種会計書類等の現地検査を行うことがあります。

5 利用料金及び利用料金の減免

(1) 利用料金

キャンプ場及び公園の利用に係る料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を採用します。

条例で定めた使用料のうち、キャンプ場使用料、公園使用料のうちの公園内行為については、旭市使用料及び手数料に関する条例第2条別表第1に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定め、利用料金として徴収し、指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金の減免

指定管理者は、市が定める基準に該当すると認めたときは、利用料金を減免しなければなりません。

6 指定管理者が管理運営を行う期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

7 応募資格

(1) 応募条件

指定管理者に応募できる者は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県内に事業所又は営業所のある法人、その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（個人での応募はできません。）

(2) 応募要件

応募しようとする法人等は、次の全ての要件に該当すること。

- ① 会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続きを開始し、若しくは開始しようとしていないこと。
- ② 課税対象の法人にあっては、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市区町村民税の滞納がないこと。
- ③ 法人以外の団体にあっては、全ての構成員について都道府県税及び市区町村民税の滞納がないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市から入札の参加資格を取り消されてないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

- ⑥ 法人にあっては役員に、その他の団体にあっては全ての構成員に次のいずれかに該当する者がいないこと。

- ・破産者
- ・禁固以上の刑に処されている者
- ・暴力団の構成員等

8 選定審査

公正に審査するため、旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成18年告示第10号）に基づく委員会において審査を実施します。

(1) 資格審査

① 資格要件

応募者は、資格審査基準日に「7応募資格」の要件に不適格の場合は、資格要件を満たさないため失格とします。

② 資格審査基準日

申請日現在とします。

(2) 審査方法

旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例第2号）に規程された基準及び審査基準表（別表3）に基づき審査を行い、判断基準として点数制を採用します。

評価は、各項目の評価基準に応じて5段階に分けたaからeに5点から0点を与え、各点数に0.8の係数を掛けて得点とし、合計100点として総合得点により選定します。

評価基準	評価	点数	得点 (点数×0.8)
優れている	a	5	4.0
満足できる	b	4	3.2
平均的である	c	3	2.4
物足りなさを感じる	d	2	1.6
劣っている	e	0	0

9 プレゼンテーション及び応募者に対する聴き取り調査（ヒアリング）

選定に際して、プレゼンテーションを行っていただきます。また、同時にヒアリングを行います。日程については後日応募者に連絡します。

10 選定及び指定

総合的な評価を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。総合得点により判断しますが、審査の結果、指定をしない場合もあります。

指定管理者の候補者は12月の市議会の議決を経て、指定管理者に指定されます。

11 協定の締結

指定管理者の指定後に、市と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議のうえ、次に示す指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

(1) 基本協定の主な内容

- ① 管理物件に関する事項
- ② 指定期間に関する事項
- ③ 業務範囲に関する事項
- ④ 業務の実施方法に関する事項
- ⑤ 第三者による委託又は請負に関する事項
- ⑥ 市との役割及び経費の分担に関する事項
- ⑦ 緊急時の対応に関する事項
- ⑧ 情報管理に関する事項
- ⑨ 備品の取扱いに関する事項
- ⑩ 事業計画に関する事項
- ⑪ 事業報告に関する事項
- ⑫ 指定管理料に関する事項
- ⑬ 利用料金に関する事項
- ⑭ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑮ 指定の取消しに関する事項
- ⑯ 本業務の範囲外の業務に関する事項
- ⑰ その他市が必要と認める事項

(2) 年度協定の主な内容

- ① 業務内容に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ その他市が必要と認める事項

12 事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 指定管理者の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合又は、そのおそれが生じた場合には速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置等については次のとおりとします。

- ① 指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策等の提出及び実施を求めます。
- ② 市が定める一定の期間内に改善することができなかった場合、又は市との協議に応じることができない場合は、指定管理者の指定の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。
- ③ 指定の取消しをされた場合は、新たに指定された指定管理者が円滑かつ支障なく事業を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

(2) 災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由の場合の措置等については次のとおりとします。

- ① 事業の継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、指定管理者の指定の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じます。
- ② 指定の取消しをされた場合は、新たに指定された指定管理者が円滑かつ支障なく事業を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

13 その他の条件

- (1) 応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 申請書類等は返却しません。
- (4) 指定管理者として選定された団体が、正当な理由なくして協定に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- (5) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ① 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
 - ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
 - ③ 指定管理者候補者選定委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となります。

14 指定管理者制度に関する留意点

(1) 個人情報の保護

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いには十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために、従事者等に対して研修を行う等必要な措置を講ずることとします。なお、個人情報の漏洩等の行為には、旭市個人情報保護条例(平成 17 年旭市条例第 15 号)の規程に基づく罰則等が適用されます。

(2) 情報の公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものについては、旭市情報公開条例(平成 17 年旭市条例第 14 号)の規程に基づき、適正な情報公開に努めることとします。

(3) 環境への配慮

指定管理者は、次のように環境に配慮した指定管理業務の実施に努めるものとします。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ② 廃棄物等については、施設から発生する廃棄物の量を削減するとともに、処理業者による適切な処理のみならず、適切な区分や回収ルートを構築するなど可能な限り再資源化していく取組みを推進すること。
- ③ その他、市が推進する環境施策等に協力すること。

(4) 緊急時の対応体制の確保

災害や事故等、緊急の事態が生じた場合には、速やかに警察・消防等の関係機関及び市に通報連絡を行うとともに、事態に適した対応を迅速かつ正確に行うことができるような体制を確保することとします。

(5) 施設における事故等への対応

- ① 施設において事故等(不測の事態を含む)が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを作成するとともに、事故等発生時には直ちにその旨を市へ報告するものとします。
- ② 事故等発生に伴う対外的な対応については市と協議しながら行うものとします。
- ③ 損害賠償責任保険に加入するものとします。
- ④ 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償するものとします。

(6) 災害時の施設利用

大規模地震発生時、又は災害時には、市の指示によりキャンプ場体育館を「指定避難所」として開設することができるものとします。また、指定避難所が避難不可能となった場合は、公園を「広域避難場所」として使用します。市は緊急に市民の生命・身体・財産を保護するために、本施設を利用する必要があるときは、市の指示により管理運営を行うことができるものとします。

(7) 市税等に関する留意事項

指定管理者制度により市の施設を運営する場合でも、会社等の法人にかかる市民税、事業者が行う事業にかかる事業所税等について、課税の対象となる場合があります。なお、国税については税務署、県税については県税事務所、市税については市区町村（税務担当部署）へお問い合わせください。

(8) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らす等、自己の利益のために利用することはできません。また、指定期間終了後も同様とします。

(9) 地域振興

指定管理業務を行なうに当たり、地域の就労の機会や市内産業振興に配慮すること。

(10) 関係法令の遵守

- ① 旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例
- ② 旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則
- ③ 滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例
- ④ 滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則
- ⑤ 旭市個人情報保護条例
- ⑥ 旭市情報公開条例
- ⑦ その他関係法令

15 申請に係る書類配布等

(1) 配布窓口

市のホームページからダウンロードしてください。

(市のホームページアドレス <http://www.city.asahi.lg.jp/>)

(2) 配布開始日

令和6年6月14日(金)から

(3) 配布書類

- ① 募集要項
- ② 指定管理業務仕様書
- ③ 申請に係る書類
- ④ その他関係資料

16 応募者説明会及び募集に関する質問について

(1) 現地説明会

希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を、6月21日(金)までに、あらかじめ下記の連絡先まで連絡してください。

- ① 開催日時 令和6年6月28日(金) 午後2時
- ② 開催場所 旭市海上キャンプ場
- ③ 連絡先 旭市教育委員会 生涯学習課 社会教育施設班 (海上公民館)
TEL:0479-55-2566/FAX:0479-55-5247

(2) 募集に関する質問

質問票(別記様式1)に記入のうえ、次のとおりメールで受け付けます。
なお、質問票の送信後は電話連絡をお願いします。

- ① 受付期間 令和6年6月28日(金)～令和6年7月3日(水)
- ② 受付方法 旭市教育委員会 生涯学習課 社会教育施設班 (海上公民館)
〒289-2604 千葉県旭市高生1番地
TEL:0479-55-2566
E-mail:u-kominkan@city.asahi.lg.jp
- ③ 回答方法 7月10日(水)以降に回答します。

17 申請書類と申請方法

(1) 旭市公の施設指定管理者指定申請書(第1号様式)

(2) 事業計画書(第2号様式)

(3) 収支予算書(第3号様式)

(4) 関係書類 次の該当する全ての書類を提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ② 登記事項証明書及び印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)
- ③ 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類(役員を置いていない団体は代表者の略歴を記載した書類)
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市区町村民税の各納税証明書(直近1年間)

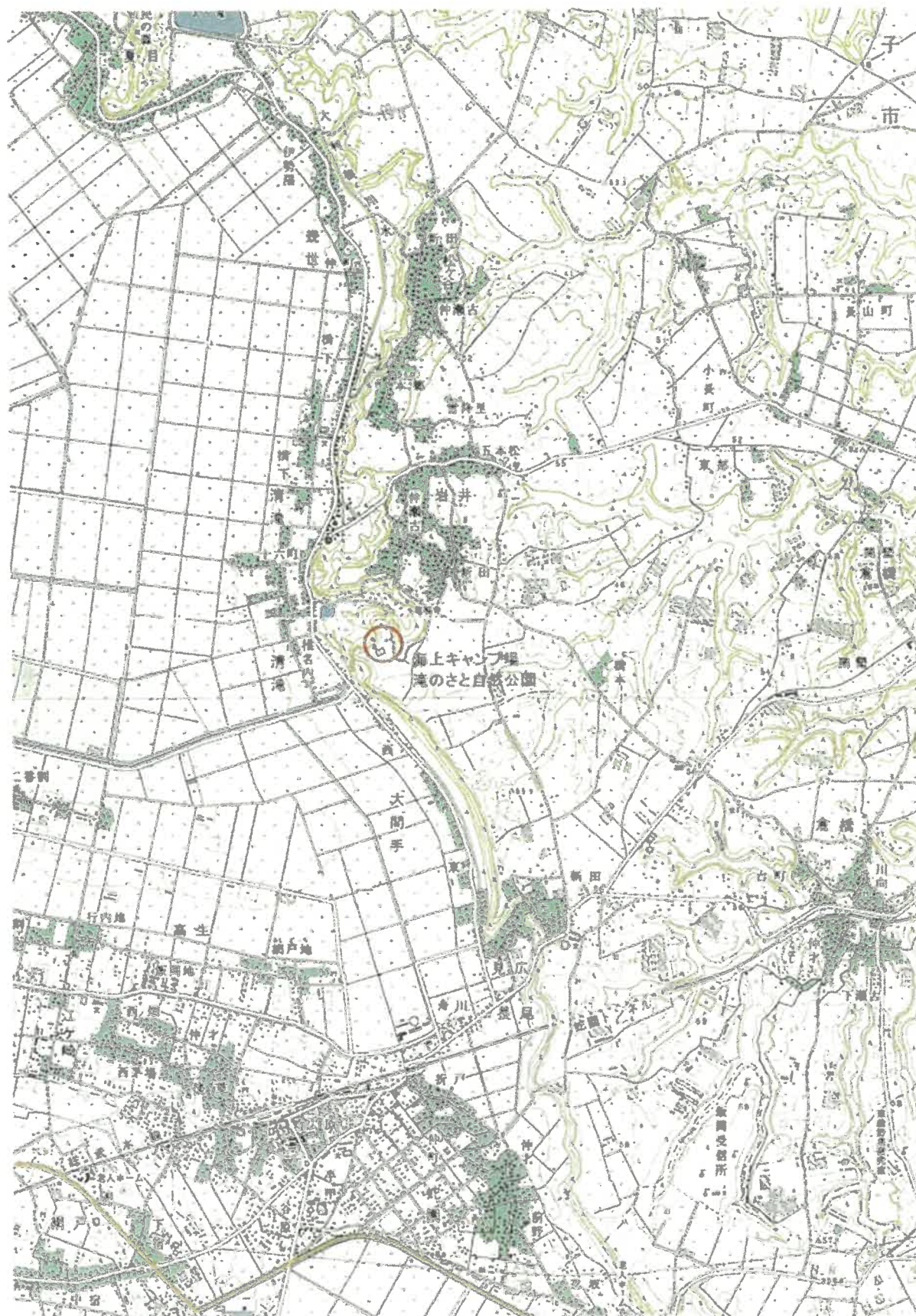
- ⑤ 法人以外の団体にあつては、全ての構成員について都道府県税及び市区町村民税の各納税証明書（直近１年間）
 - ⑥ 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の法人等の財務状況を明らかにすることができる書類
 - ⑦ 申請日の属する年度の前年度における事業報告書その他の法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 従業員の労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
 - ⑨ 本要項７（２）に規定する応募要件の全てを満たす旨の誓約書（別記様式２）
- (5) 申請書類の受付期間
 令和６年６月２８日（金）～令和６年７月１９日（金）
 月曜及び祝日（月曜が祝日の場合は翌日）を除く午前８時３０分～午後５時１５分
- (6) 提出方法
 電話予約の上、受付時間内に生涯学習課社会教育施設班（海上公民館）まで持参してください。
- (7) 提出部数
 正本１部、副本１５部（副本は、正本複写可。）
 書類は、Ａ４版サイズに揃えて提出してください。

18 募集及び指定の日程

	内 容	日 程
申 請	募集要項等の公表	令和６年６月１４日～
	現地説明会の実施	令和６年６月２８日
	指定申請に関する質問の受付	令和６年６月２８日～７月３日
	質問に対する回答	令和６年７月１０日以降
	申請書等の受付	令和６年６月２８日～７月１９日
選 定 手 続 等	指定管理者候補者選定委員会	令和６年９月
	教育委員会の意見聴取	令和６年１０月
	指定管理者候補者の決定通知	令和６年１０月
	指定管理者の指定議案の提案、議決	令和６年１２月
	指定管理者指定通知の交付	令和６年１２月
	指定管理者との協定締結	令和７年３月
	前任者からの引継ぎ	令和７年３月

※上記のスケジュールは、募集要項公表時点の予定であり、やむを得ず変更となる場合があります。

別図（位置図）



別図（案内図）



別表 1

旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園収支状況
(令和4年度及び令和5年度)

【収入の部】

区 分	令和4年度	令和5年度
指定管理料	19,800,000	19,800,000
利用料金収入	2,919,740	2,961,300
自主事業収入	0	224,424
その他	84,233	29,446
収入合計	22,803,973	23,015,170

【支出の部】

区 分	令和4年度	令和5年度
人件費	11,501,768	12,567,353
消耗品費	990,343	891,116
燃料費	135,943	145,758
印刷製本費	22,059	27,246
光熱水費	2,337,461	1,758,274
修繕費	531,580	315,114
通信運搬費	136,782	143,757
手数料	117,947	131,274
保険料	75,459	82,331
委託費	1,615,706	1,853,086
使用料及び賃借料	576,596	434,366
維持管理費	70,000	0
備品購入費	0	187,167
広告宣伝費	72,600	193,992
租税公課	1,414,800	1,522,600
一般管理費	3,724,713	3,734,000
支出合計	23,323,757	23,987,434

【自主事業収支】

区 分	令和4年度	令和5年度
自主事業収入	511,583	700,197
自主事業支出	706,808	475,773

※収支額には消費税及び地方消費税を含み、税率は10%である。

別表2

リスク分担表

段階	種別	種 類	内 容	分担	
				旭市	指 定 管理者
指定期間 共 通	経 済	物価の変動	物価の変動に伴う経費の増		○
		金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
		資金調達	運転資金等の確保によるもの		○
	制 度	税制の変更	管理業務に直接影響を与える税制の変更によるもの	○	
			一般的な税制の変更によるもの		○
			租税公課の改定に伴う経費の増		○
		法令の変更	管理業務に直接影響を与える法令等の変更によるもの	○	
			一般的な法令等の変更によるもの		○
		許認可の取得	管理業務の遂行に必要な許認可取得		○
			市の単独申請に関わる許認可取得	○	
	社 会	地域住民への対応	管理業務に関わる地域住民からの苦情又は要望に関するもの		○
			上記以外の地域住民からの苦情又は要望に関するもの	○	
		環境の保全	管理業務の遂行に伴う環境への悪影響によるもの		○
		第三者への賠償	施設の構造上の瑕疵による損害	○	
			管理業務上の瑕疵による損害		○
	政治行政	政治・行政的理由による業務変更・停止	政治・行政的理由に起因する業務の変更又は停止等による経費増加又は収入減	○	
	労 災	労務災害	業務従事者の労務災害等		○
	再 委 託	再委託による損害	管理業務の一部を再委託された第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害		○
	不可抗力	不可抗力 (暴風、豪雨、洪水、地震、落盤火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)	事前に対策不可能な不可抗力に伴う、施設・設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
			事前に対策可能な不可抗力に伴う、施設・設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
申請・協定	申請協定	書類の誤り	市作成書類(募集要項及び業務仕様書等)の誤りによるもの	○	
			指定管理者作成書類(申請書及び事業計画等)の誤りによるもの		○
		申請費用	申請に関わる費用の負担		○
		協定書の誤り	協定書の誤りによるもの	協議事項	
準備行為	準 備	準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練・研修等の実施、資金確保、その他の準備行為		○
		業務開始の遅延	市の責めに帰すべき遅延によるもの	○	
			指定管理者の責めに帰すべき遅延によるもの		○

別表2

リスク分担表

段階	種別	種 類	内 容	分担	
				旭市	指 定 管理者
維持管理 業 務	維持管理	施設・設備改修	安全上必要とされる改修(現状変更)	○	
			サービス向上のための改修(現状変更)		○
		施設・設備・備品の 修繕等(1件につき)	経年劣化によるもの(20万円以上。)	○	
			経年劣化によるもの (20万円未満。但し、年間総額65万円以内)		○
			利用に支障をきたす恐れがあり、緊急を要するもの		○ 但し、多額 の場合は 協議
			第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもので、事務用機器を除く20万円以上のもの (ただし、保険で対応できる場合を除く。)	○	
			第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもので、20万円未満のもの (ただし、保険で対応できる場合を除く。)		○
			施設の構造上の瑕疵による損害	○	
			管理業務上の瑕疵による損害		○
		保守点検	市の理由による業務内容、用途変更による点検費用の増大	○	
			法定点検に係る費用		○
			指定管理者の責めによる点検費用の増大		○
施設運営 業 務	施設運営	需要変動	不可抗力等による利用者の急激な減少	協議事項	
			上記以外の事由による利用者の減少		○
		利用者への対応	管理業務に関わる利用者からの苦情又は要望に関するもの		○
			上記以外の利用者からの苦情又は要望に関するもの	○	
			利用者への対応の不手際による事故、怪我、病状の悪化等		○
			徴収した使用料等の盗難、紛失		○
		瑕疵による損害	施設の構造上の瑕疵による損害	○	
			管理業務上の瑕疵による損害		○
		技術革新	OA機器の革新による追加的支出		○
			協定締結時点で想定し得ない技術革新	○	
		セキュリティ	施設の構造上の瑕疵による情報漏洩、事故、犯罪等の発生	○	
			管理業務上の瑕疵による情報漏洩、事故、犯罪等の発生		○
独自事業	独自事業	独自事業の実施	独自事業実施に伴い発生が想定されるリスク		○
業務終了	業務終了	原状回復	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う管理物件の原状回復に伴うもの		○
		業務引継ぎ	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う業務引継ぎ		○
		徴収	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う徴収費用		○

別表3

旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園
指定管理者候補者選定審査基準表

選定委員名						
	項 目	評 価 基 準	評価	点数	得点 点数 ×0.8	小計
1	基本的な 考え方	① 指定管理者として、その意義や責務、施設の性格、設置目的を的確に理解しているか。				
2		② 公正、公平な利用を心掛け、特定の利用者や、団体が有利又は不利になることはないか。				
3		③ 公共の仕事という倫理性や法令遵守を認識しているか。				
4		④ 地域住民の雇用、市内産業振興へ配慮した提案がなされているか。				
5	応募団体の 経営状態	① 団体の経営理念や方針は指定管理者として相応しいか。				
6		② 団体の経営状況は良好か。				
7		③ 当該施設管理運営をサポートする体制が整っているか。				
8		④ 市や関係団体と連携し、責任をもって取り組む姿勢があるか。				
9		⑤ 類似施設や関連業務の管理運営の実績があるか。				
10	運営側面	① 業務に必要な人員を確保するとともに、責任者、資格者・技能者等を配置し、適切な職員体制がとれているか。				
11		② 労務管理規定、職員の勤務割振りの方針を整備し、業務能力向上のために研修を実施する方針が示されているか。				
12		③ 業務計画は実行可能で、結果を適正に評価し、業務改善する姿勢があるか。				
13		④ 省エネルギー、省資源化、廃棄物処理方法等環境に配慮した提案がなされているか。				
14		⑤ 情報管理、帳簿管理が適切で、情報公開、監査請求への対応ができるか。				
15	管理側面	① 管理する範囲、内容についての的確に把握し、その方法、計画性が示されているか。				
16		② 施設、設備の点検作業は必要な基準と仕様を満たしているか。				
17		③ 良好な衛生状態や美観が確保できる提案がなされているか。				
18		④ 安全管理、防犯、防災についての指針、対処方法が示され、緊急時の連絡体制が整備されているか。				
19		⑤ 指定管理者の責めに帰す事由による損害賠償等リスクに対応しているか。				
20		⑥ 第三者への委託範囲とその理由が示されているか。				
21	運用側面	① 利用者への対応、サービスの具体的方策が示されているか。				
22		② 施設の利用を促進させる方策が示されているか。				
23		③ 自主事業の提案内容は魅力的か。				
24	経済性	① 収支の積算根拠は適正か。均衡がとれているか。				
25		② 経費の節減や業務の効率化を進める方策が示されているか。				
合 計						

※ 評価基準と点数

優れている

評価 点数

a 5

満足できる

b 4

平均的である

c 3

物足りなさを感じる

d 2

劣っている

e 0